

公益社団法人 日本看護協会 御中

平素よりお世話になっております。  
厚生労働省医政局総務課です。

今般、事業者による社会的障壁の除去に係る障害者への合理的配慮の提供等の義務化等を改正内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法第56号）が令和6年4月1日より施行されることに伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）に即し、標記ガイドラインを改正しました。

本ガイドラインは、医療分野の事業者が、障害者に医療サービスの提供を行う際に、様々な状況に応じて柔軟に合理的配慮を提供することができるよう、具体例を盛り込みながら必要な考え方をお示ししているものですが、今回の改正において、更に事例の追加などを行っておりますので、貴団体におかれてはこれを御了知いただくとともに、ガイドラインの周知にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<HP掲載リンク先>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39383.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39383.html)

